

## 1. 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A) ha	遊休農地面積 (B) ha	遊休農地の割合 (B/A) %
現 状 (平成30年4月)	1,410	370	26.2
3年後の目標 (平成33年4月)	1,410	333	23.6
目 標 (平成36年4月)	1,410	300	21.3

注：現状の遊休農地面積は、農業振興課の2017年荒廃農地調査の数値を記入する。

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

#### ① 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 遊休農地の早期発見・解消防止について

優良農地の確保と保全に努め、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止と解消対策の一層の強化を図るため、農地法30条の規定による利用状況調査を実施し遊休農地を早期に発見する。

##### イ 利用意向調査について

利用意向調査の実施により、農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構や関係機関と連携し、遊休農地の解消を図れるよう支援する。

#### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ中間管理機構への貸付手続きを行う。